

県南広域振興局長告示第120号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西和賀土地改良区（和賀郡西和賀町）から役員の就任について次のとおり届出があった。

平成28年9月23日

県南広域振興局長 堀 江 淳

理事

児 玉 正 彦 和賀郡西和賀町沢内字若畑10地割26番地